

伊方町地域防災計画

地震災害対策編

平成28年4月

伊方町防災会議

目次

第1章 総論	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 地震発生 の条件	4
第4節 地震想定	8
第5節 地震防災緊急事業五箇年計画	15
第2章 地震災害予防計画	16
第1節 防災思想・知識の普及	16
第2節 自主防災組織等の防災対策	19
第3節 ボランティアの防災対策	20
第4節 防災訓練の実施	21
第5節 水害予防対策	21
第6節 地盤災害予防計画	22
第7節 地震災害予防に関する計画	23
第8節 避難対策	26
第9節 緊急物資確保対策	26
第10節 医療救護対策	26
第11節 防疫・保健体制の整備	27
第12節 要配慮者の支援対策	27
第13節 広域応援体制の整備に関する計画	27
第14節 情報通信システムの整備	28
第15節 ライフラインの耐震対策	30
第16節 公共土木施設等の耐震対策等	34
第17節 危険物施設等の耐震対策	39
第18節 孤立地区対策	41
第19節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	41
第20節 業務継続に関する計画	41
第21節 災害復旧・復興への備え	41
第3章 地震災害応急対策計画	42
第1節 応急措置の概要	42
第2節 防災組織及び編成	42
第3節 通信連絡	45
第4節 災害情報の報告	46
第5節 災害広報活動	51
第6節 災害救助法適用に関する計画	51
第7節 避難活動	52
第8節 緊急輸送活動	56
第9節 交通応急対策	57

第10節	消防活動	59
第11節	水防活動	60
第12節	人命救助活動	61
第13節	遺体の捜索・処理・埋葬に関する計画	61
第14節	食料及び生活必需品等物資の確保・供給	62
第15節	飲料水の確保・供給	63
第16節	医療救護活動	64
第17節	防疫・保健衛生活動	65
第18節	廃棄物等の処理	65
第19節	動物の管理	66
第20節	障害物の除去	66
第21節	応急住宅対策	67
第22節	要配慮者に対する支援活動	68
第23節	孤立地区に対する支援活動	68
第24節	応援協力活動	68
第25節	ボランティア等への支援	68
第26節	自衛隊への災害派遣の要請	68
第27節	ライフラインの確保	69
第28節	公共土木施設等の確保	70
第29節	危険物施設等の安全確保	73
第30節	海上災害応急活動	73
第31節	応急教育活動	74
第32節	社会秩序維持活動	76
第33節	消防防災ヘリコプターの要請	76
第4章	地震災害復旧・復興対策.....	77
第1節	地震災害復旧対策	77
第2節	復興計画	77
第3節	被災者等に対する支援	77
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	78
第1節	総則	78
第2節	関係者との連携協力の確保	78
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	79
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	84
第5節	防災訓練計画	84
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	85

第1章 総論

第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、伊方町の地域に係る地震防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

特に、この計画の中で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震の発生に伴い、津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定めることで、地震防災対策の一層の推進を図ることとなる。

町においては、地震災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための町民運動を展開するものとする。

2 計画の性格

この計画は、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、地震防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものとする。

3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。なお、各節に定める各計画の実施内容等が風水害等対策編と重複する部分については準用する等、記述の簡略化を図った。

(1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地震発生の条件など、計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2章 地震災害予防計画

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3章 地震災害応急対策計画

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4章 地震災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧・復興対策を示す。

なお、伊方町地域防災計画は、この「地震災害対策編」によるもののほか、風水害、津波災害、原子力災害に対応するため、「風水害等対策編」、「津波災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定めるものとする。

4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、防災関係機関、町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、町民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）（以下「防災条例」という。）及びこの計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項及び防災関係者の連携協力の確保に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等対策編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用するとともに、地震災害対策として、次の事項についても行うものとする。

1 伊方町

- (1) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震災害対策の促進
- (4) 地震防災のための施設等の整備
- (5) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (6) その他、地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震災害対策の促進
- (4) 地震防災のための装備・施設等の整備
- (5) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (6) 被災者の救出、救護等の措置
- (7) 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震災害応急対策の連絡調整
- (8) その他、地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

- (1) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
 - ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の通知、津波予報、津波情報、地震情報等の伝達に関すること。
 - イ 地震、津波に関する啓蒙活動及び防災訓練に対する協力に関すること。
 - ウ 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること。

第3節 地震発生 の条件

1 地形・地質の特性

愛媛県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山南方の砥部を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。

伊方町は、外帯の内の三波川帯及び御荷鉾緑色岩類の分布する地域からなり、三波川結晶片岩類が広く分布する地域で、大中起伏山地からなっている。地質区分からみると、愛媛県中央部地域に属する。

このように、本町は、起伏に富んだ山丘と急傾斜地帯で形成されており、わずかな平坦地に住宅が密集している。その平坦地は、地すべりによって形成されたもので、地震発生時には崩壊、地すべり等の土砂災害が懸念される。

2 中央構造線断層帯

愛媛県地域防災計画地震災害対策編では、愛媛県に係わる中央構造線断層帯について、次のとおり整理している。

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平成8～11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

(1) 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、地震調査委員会による長期評価では、佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象としている。全体として長さは約290 kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

(2) 断層帯の過去の活動

四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16世紀に最新活動があったと推定される。この時には、鳴門市付近から佐田岬北西沖付近まで同時に活動したと推定されるが、複数の区間に分かれて活動した可能性もある。また、一つ前の活動では、石鎚断層及びこれより東側の区間（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）、石鎚山脈北縁の岡村断層からなる区間、川上断層及びこれより西側の区間（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）の3つに分かれて活動したと推定される。

岡村断層は、その東半分が讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の区間と並走し、また、西半分が石鎚山脈北縁西部～伊予灘の区間と並走する。各区間の1回の活動に伴う右横ずれ量は、讃岐山

脈南縁－石鎚山脈北縁東部で6－7m程度、石鎚山脈北縁の岡村断層で6m程度、石鎚山脈北縁西部－伊予灘で2－3m程度であった可能性がある。それぞれの区間の平均的な活動間隔は、東側の讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部では、約1千－1千6百年、中央の岡村断層では、約1千－2千5百年、西側の石鎚山脈北縁西部－伊予灘では、約1千－2千9百年であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら3つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

<セグメント区分と想定地震規模>

セグメント名	石鎚山脈北縁西部－伊予灘	石鎚山脈北縁（岡村断層）	讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
構成断層	米湊・伊予・伊予灘東部・伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・寒川・佐野池田
長さ	約 130km	約 30km	約 130km
マグニチュード	8.0 程度 もしくはそれ以上	7.3－8.0 程度	8.0 程度 もしくはそれ以上
ずれの量	2－3m 程度	6m 程度	6－7m 程度
最新活動時期	16 世紀	16 世紀	16 世紀
再来間隔	約 1,000－2,900 年	約 1,000－2,500 年	約 1,000－1,600 年
地震後経過率(T/R)	0.1－0.5	0.2－0.5	0.3－0.5
発生確率 (30 年以内)	ほぼ 0－0.3%	ほぼ 0－0.3%	ほぼ 0－0.3%
断層面	高角度北傾斜 (深さ 2km 以浅)	北傾斜 30°－40° (深さ 5km 以浅)	北傾斜 30°－40° (深さ 5km 以浅)

※資料 愛媛県内の主な活断層（愛媛県地域防災計画地震災害対策編）

3 南海トラフ

愛媛県地域防災計画地震災害対策編では、愛媛県に係わる南海トラフについて、次のとおり整理している。

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

(1) 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で

発生する地震などがある。

また、断層全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

(2) 過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると思わせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2013年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に約70年が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

(3) 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比

べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

(4) 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）がずれることによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

第4節 地震想定

平成24年度より、県では大規模地震による被害想定調査を行い、平成25年6月には「愛媛県地震被害想定調査報告書」をまとめ、公表した。

本節は、県の報告書から本町の地震被害に関連する事項を抜粋し、まとめたものである。

1 前提となる地震の想定

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波の想定を、平成24年8月29日に発表した。

平成25年6月には、愛媛県が、国の被害想定で使用された1次地下構造のモデルや四国地盤情報データベース、県内各所のボーリングデータ等を活用し、地震動（震度）は125mメッシュ、津波は10mメッシュで想定を行い、「愛媛県地震被害想定調査結果（一次報告）」を公表した。地震の想定をおこなうにあたり、浅部地盤（第四紀層）における地震動増幅計算は、内閣府では簡便な方法を用いていたが、愛媛県では詳細地盤モデルを設定したうえで、個別の地盤モデルごとに増幅計算を行っている。

さらに、平成25年12月には一次報告書を基に人的・物的・経済等の被害を推計し、「愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）」を公表した。

2 想定地震

今回県が行った想定地震は、以下のとおり。

海溝型地震	①南海トラフ巨大地震 ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震
内陸型地震	③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 ④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震 ⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

3 震度の想定

伊方町における、各想定地震の最大震度は以下のとおり。

想定地震	想定震度（最大）	
①南海トラフ巨大地震	7	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	6弱
	②'南側	6強
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	4	
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	4	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震	7	

震度7が想定される①と⑤、震度6強が想定される②'では、最大震度は足成地区1地点のみの想定となっている。

その他の震度をみると、①のうち最も揺れが大きい経験的手法のケースでは、震度6強が伊方港奥の低地、九丁漁港奥の低地で想定されている。また、町の中部以東では震度6弱、中部以西

では震度5強以上が想定される。

②´のケースでは、震度6弱が伊方港奥の低地、九丁漁港奥の低地、三崎港南部の低地で想定される。

⑤のケースでは、震度6強が瀬戸内海、宇和海沿岸の低地で想定される。

4 液状化危険度の想定

液状化の危険度について「液状化危険度は極めて高い」「液状化危険度はかなり高い」「液状化危険度は高い」「液状化危険度は低い」「液状化危険度はかなり低い」の5段階に区分している。

伊方町では、①と②´、⑤の3つのケースにおいて、町の面積の0.1%以下、0.1%程度の規模であるが、最も危険度の高い「液状化危険度は極めて高い」地域があると想定される。いずれも、九丁漁港奥の低地とされる。

その一方、③、④のケースでは、町内の98%以上が「液状化危険度はかなり低い」と想定される。

5 土砂災害危険度の想定

土砂災害のうち、急傾斜地危険箇所、山腹崩壊危険地区、地すべり危険箇所、地すべり危険地区、地すべり危険地の各指定について、A～Cの3段階に区分した。最も危険度の高い危険度Aの箇所数は、以下のとおり。

想定地震	急傾斜地危険箇所 (砂防課所管)	山腹崩壊危険地区 (森林整備課所管)	地すべり危険箇所 (砂防課所管)	地すべり危険地区 (森林整備課所管)	地すべり危険地 (農地整備課所管)
指定箇所総数	206	69	64	3	65
①南海トラフ巨大地震	162	33	60	0	43
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	2	0	0	0
	②´南側	34	9	31	9
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震	120	17	49	0	25

6 建物被害の想定

町内の建物12,454棟（うち、木造8,488棟）について、建物の構造や土砂災害危険箇所、消防力を勘案し、揺れや液状化、土砂災害等の各要因において想定を行った。

揺れ、液状化、土砂災害（地すべり危険地を除く）、火災の各要因において、⑤のケースで最も大きな被害が想定される。また、地すべり危険地では、①のケースで最も大きな被害が想定される。

その一方で、③と④のケースでは、液状化による被害のみで、揺れ、土砂災害、火災の被害は想定されていない。

(1) 揺れ、液状化による被害

想定地震			揺れ	液状化
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	全壊		99	96
	半壊		604	77
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	全壊	1	23
		半壊	23	39
	②'南側 (北から破壊)	全壊	7	54
		半壊	137	91
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯)の地震 (西から破壊)	全壊	0	7	
	半壊	0	11	
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震 (東から破壊、西から破壊)	全壊	0	6	
	半壊	0	11	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘(中央構造線断層帯)の地震 (西から破壊)	全壊	316	94	
	半壊	1,144	163	

(2) 土砂災害による被害

想定地震		急傾斜地崩壊危険箇所	山腹崩壊危険地区	地すべり危険箇所	地すべり危険地区	地すべり危険地	
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	全壊	9	4	35	0	8	
	半壊	21	8	81	0	19	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	全壊	2	0	10	0	2
		半壊	4	1	23	0	5
	②'南側 (北から破壊)	全壊	6	3	26	0	5
		半壊	14	6	60	0	13
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯)の地震	全壊	0	0	0	0	0	
	半壊	0	0	0	0	0	
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震	全壊	0	0	0	0	0	
	半壊	0	0	0	0	0	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘(中央構造線断層帯)の地震 (西から破壊)	全壊	9	3	36	0	7	
	半壊	21	8	84	0	16	

(3) 火災による被害

想定地震	全出火件数 (件)	残出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	焼失面積 (ha)
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース 冬18時強風時)	1	0	2	0.00
安芸灘～伊予灘 ～豊後水道のプレ ート内地震	②北側	0	0	0.00
	②南側 (北から破壊 南から破壊 冬18時強風時)	0	0	1
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中 央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0.00
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の 地震	0	0	0	0.00
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造 線断層帯）の地震 (西から破壊 冬18時強風時)	2	0	5	0.00

7 屋外転倒、落下物の想定

地震による屋外転倒の対象は、ブロック塀と自動販売機、屋外落下物は飛散物（窓ガラス、壁面等）と非飛散物（吊り看板等）として、想定を行った。

屋外設置物、屋外落下物共に、⑤のケースで最も大きな被害が想定される。

その一方で、③と④のケースでは、被害は想定されていない。

想定地震	屋外設置物の転倒（件）				屋外落下物（棟）	
	ブロック 塀	石塀	コンク リート塀	自動 販売機	飛散物	非飛散物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース 冬18時強風時)	93	58	20	2	30	30
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレ ート内地震	②北側 (南から破壊)	5	4	1	0	0
	②南側 (北から破壊)	27	20	6	0	2
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東 部（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層 帯）の地震	0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中 央構造線断層帯）の地震 (西から破壊)	107	65	23	1	128	128

8 死者数の想定

地震時の死者数は、人の活動に内容によって差が出る。今回の調査では、季節、時間、風速の条件を変えて想定を行っている。ここでは、最も被害が大きい「冬深夜強風時」と「冬18時強風時」の想定を示す。

①のケースでは、「冬深夜強風時」には建物倒壊と土砂災害で合計10人、「冬18時強風時」には合計8人の死者が想定される。

⑤のケースでは、死者数が最も多く想定されているが、「冬深夜強風時」には多くの住民が就寝中であることから、建物倒壊、土砂災害に加え、屋内収容物移動・転倒等による死者1人が想定されている。

(1) 冬深夜強風時

想定地震	建物倒壊	土砂災害	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	6	4	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	0	1	0	0	0
	②南側 (北から破壊)	0	3	0	0	0
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0	2	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震 (西から破壊)	18	4	0	0	0	1

(2) 冬18時強風時

想定地震	建物倒壊	土砂災害	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	4	4	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	0	1	0	0	0
	②南側 (北から破壊)	0	3	0	0	0
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震 (西から破壊)	15	4	0	0	0	0

9 負傷者数の想定

地震時の負傷者数は、人の活動に内容によって差が出る。今回の調査では、季節、時間、風速の条件を変えて想定を行っている。ここでは、最も被害が大きい「冬深夜強風時」と「冬18時強風時」の想定を示す。

①のケースでは、「冬深夜強風時」には建物倒壊と土砂災害、屋内収容物移動・転倒等で合計151人、「冬18時強風時」には合計123人の負傷者が想定される。

⑤のケースでは、負傷者数が最も多く想定されており、「冬深夜強風時」には302人、「冬18時強風時」には合計251人の負傷者が想定される。

(1) 冬深夜強風時

想定地震	建物倒壊	土砂災害	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	137	6	0	0	0	8
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	5	1	0	0	1
	②南側 (北から破壊)	28	4	0	0	4
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0	3	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震 (西から破壊)	282	6	0	0	0	14

(2) 冬18時強風時

想定地震	建物倒壊	土砂災害	火災	屋外設置物の転倒	屋外落下物	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	112	4	0	0	0	7
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側 (南から破壊)	4	1	0	0	1
	②南側 (北から破壊)	23	3	0	0	3
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震 (西から破壊)	236	4	0	0	0	11

10 揺れによる要救助者数の想定

建物の倒壊等により、自力での脱出が困難な住民（要救助者）の各地震における最大の人数を想定した。

建物被害の最も大きい⑤のケースでは、「冬深夜強風時」に36人、「冬18時強風時」には30人の要救助者が想定される。

(1) 冬深夜強風時

想定地震	要救助者数
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	11
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	
②北側 (南から破壊)	0
②'南側 (北から破壊)	1
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯)の地震	0
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘(中央構造線断層帯)の地震 (西から破壊)	36

(2) 冬18時強風時

想定地震	要救助者数
①南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	9
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	
②北側 (南から破壊)	0
②'南側 (北から破壊)	1
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 (中央構造線断層帯)の地震	0
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震	0
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘(中央構造線断層帯)の地震 (西から破壊)	30

11 まとめ

今回の県の被害想定調査結果によると、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震、石鎚山脈北縁西部－伊予灘(中央構造線断層帯)の地震において、大きな被害を受ける可能性が高い。

特に、建物の倒壊や地盤の液状化、土砂災害の被害が大きいものと想定されることから、老朽家屋の耐震化の促進や災害が想定される地域の防災対策等ハード面の整備とともに、住民の積極的な家屋の耐震化の推進や家庭内で倒壊・転落等の危険性の高い家具等の安全性の確保に向けた啓発等のソフト面の対策を推進し、防災活動の活性化を更に促進するものとする。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画

県においては、南海トラフ及び中央構造線活断層を震源とする地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」により地震防災緊急事業を実施している。事業実施年度は、平成28年度から平成32年度までの5年間である。

南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等の具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

なお、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等のうち、地震防災対策特別措置法に定めがない施設（「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に規定する津波防護施設等）については、別途、個別計画において具体的な整備目標及び達成期間を設定し、計画的な整備を行う。

本町においても防災事業の実施について、今後、検討し計画に努めるものとする。

第2章 地震災害予防計画

地震による被害を最小限にとどめるためには、平常時の教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

第1節 防災思想・知識の普及

1 基本方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、町、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、町民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。町は、各所属職員のほか、町民等に対し、地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

風水害等対策編第2章第2節「防災思想・知識の普及」を準用するものとするが、特に、大規模地震に伴う災害を予防するため、次の対策を行うこととする。

2 職員に対する教育

- (1) 伊方町地域防災計画と町の地震防災対策に関する基礎知識
- (2) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (3) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (4) 家庭及び地域における地震防災対策
- (5) 地震防災対策の課題
- (6) 災害復興計画の策定
- (7) 被災事業者等に対する金融対策
- (8) 地震に関する基礎知識、一般的な知識
- (9) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- (10) 自主防災組織の育成強化対策の支援
- (11) その他必要な事項

なお、上記（2）、（3）、（9）については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知する。また、各課は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

3 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長等に対し、2に準じて教職員等（臨時職員等を含む。）への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に地震災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定

め、児童生徒が地震災害に関する基礎的、基本的事項を理解したうえで、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるとともに、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定させる。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震に関する基礎知識を修得させるとともに、地震発生時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震災害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。

4 住民に対する防災知識の普及

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- (4) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (5) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (6) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (7) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (8) 応急手当等看護に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 要配慮者（高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む。）、難病患者、妊産婦、幼児、その他の特に配慮を要する者）や、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者）や男女のニーズの違い等に関する知識
- (11) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (12) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (13) 防災士の活動等に関する知識
- (14) 南海トラフ地震に伴う地震動及び津波に関する知識（地震被害想定調査等）
- (15) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性

- (16) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (17) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

第2節 自主防災組織等の防災対策

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織等の防災対策」を準用するものとするが、特に、大規模地震に伴う災害を予防するため、次の対策を行うこととする。

1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る（自助）とともにお互いに助け合う（共助）という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

- ア 地震防災に関する知識の習得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 地域の避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- エ がけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- オ 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- カ 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- キ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- ク 飲料水、食料、救急医療用品、非常持出品（携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品等）生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し）。また、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- ケ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- コ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- サ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- シ 地域内で地震発生時の協力について話し合う。
- ス 消火器その他の必要な資機材を備える。
- セ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- ソ 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 地震発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 出火防止及び初期消火に努める。
- ウ 適時、適切な早めの避難を実施する。
- エ 自力による生活手段の確保を行う。

- オ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- カ 秩序を守り、衛生に注意する。
- キ 自動車、電話の利用を自粛する。
- ク 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避場所が円滑に運営するよう努める。
- ケ すばやく火の始末をする（地震発生時）。
- コ 火が出たら、まず消火する（地震発生時）。
- サ あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する（地震発生時）。
- シ 狭い路地、塀のわき、崖、増水している川べりには近寄らない。
- ス 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意する。

(3) 町の活動

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。県は、町の活動に積極的に協力する。

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

風水害等対策編第2章第3節4「地域における自主防災組織の果たすべき役割」を準用するものとするが、平常時における防災知識の普及については、「南海トラフ地震等の知識、地震情報の性格や内容」について、あわせて啓発を行うものとする。

第3節 ボランティアの防災対策

風水害等対策編第2章第4節「ボランティアの防災対策」を準用する。

第4節 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第5節「防災訓練の実施」を準用するものとするが、沿岸・河川地域における津波、水害等による被害発生を想定し、ハザードマップ等を活用した防災訓練も実施する。

1 震災対応訓練の実施及び留意事項

(1) 非常参集訓練

町は、地震発生時に職員が迅速に参集できるよう、非常参集訓練を適宜実施するとともに、勤務時間外の地震発生を想定して実施するなど、即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練の際には、必要な職員及び人員の動員配備訓練や対策本部の立ち上げ訓練、情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

(2) 通信連絡訓練

大規模な地震が発生した場合には、電話の不通等により通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、関係機関との通信訓練を取り入れる。また、訓練の際に町内のアマチュア無線団体の参加を図り、情報収集や伝達訓練を行うものとする。

第5節 水害予防対策

風水害等対策編第2章第8節「高潮災害・水害の予防対策」を準用することとするが、特に、大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

1 河川管理施設の整備

町及び河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上危険な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努めるものとする。

2 水防力の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・拡充するとともに、関係団体との連携を密にし、消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、町は、関係機関、関係団体等と連携をとりながら、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。
- (4) 町は、県から水防に関する講習会や水防工法の実務指導を受け、水防体制の強化に努める。

第6節 地盤災害予防計画

風水害等対策編第2章第9節「地盤災害予防対策」を準用することとするが、地震により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、及び山地災害危険地区について防災知識の普及を図るほか、防災施設の整備等の土砂災害対策の推進、土砂災害危険箇所の警戒体制の整備の施策を推進する。

また、一部地盤の液状化等の対策も検討を要し、防災の視点に立った構造物施設等の耐震性に十分配慮するものとする。

1 液状化対策の推進

愛媛県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査」（平成25年6月）によると、本町は⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震の場合に「液状化の危険度が極めて高い地域が最大になると想定されている。

液状化の可能性があるとされる沖積地や埋立地に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用に努めるものとする。本町では、住宅が密集している海岸沿いの平地が沖積層で形成されており、特に留意する必要がある。

また、施設の設置に当たっては、液状化の発生を防止する対策を推進するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ、耐震補強の実施に努めるものとする。

第7節 地震災害予防に関する計画

風水害等対策編第2章第6節「火災予防対策」を準用することとするが、特に、地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

1 出火防止・初期消火

(1) 出火防止

町及び八幡浜地区施設事務組合消防本部は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、指導に努めるものとする。

(2) 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、八幡浜地区施設事務組合消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のような活動体制の確立を図るものとする。

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

- (ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- (イ) 女性による家庭防火思想の普及徹底を図るため、婦人防火クラブ等の組織の育成・充実に努める。
- (ウ) 幼年期における防火教育を推進するため、保育園児、小学生及び中学生を対象とした幼年消防クラブや少年消防クラブ等の組織の育成・充実に努める。

イ 職場における初期消火体制の整備

- (ア) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力（消火）の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、町及び八幡浜地区施設事務組合消防本部は、次により警防計画の整備及び消防力の強化に努める。

(1) 総合的な警防計画の策定

ア 震災警防計画

震災時において、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防御計画について定める。

(2) 消防力（消火）の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の基準を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

ア 消防資機材等の整備

(ア) 八幡浜地区施設事務組合消防本部においては、消防ポンプ自動車、はしご自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な資機材等整備の推進を図るものとする。

また、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(イ) 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備を図るものとする。

(ウ) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプの整備を重点的に図るものとする。

イ 消防団の育成

(ア) 消防団は、震災時には八幡浜地区施設事務組合消防本部の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

(イ) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

(ウ) 消防団を活用した地域住民への防災指導に、より一層努める。

3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図るものとする。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を図るとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進していく。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備

を推進する。

(3) 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水等の活用等について啓発・指導するものとする。

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。

イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

(2) 町の役割

ア 町耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。

イ 住民向けの「住宅相談窓口」を設置し、相談に応じる。

ウ 特殊建築物の所有者・管理者に対して、防災知識の普及・啓発及び法令の周知を図るため、講習会を実施する。

エ 建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令の周知を行い、住民からの相談や耐震診断等に対応出来る技術者を育成する。

オ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、既存建築物の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、耐震改修を行うものについては認定を行う。

(3) ガラスの飛散防止

町は、県と連携して多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(4) ブロック塀の倒壊防止

町は、広報紙等を活用して安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

(5) 家具等の転倒防止

町は、広報紙等を活用して、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、警察署長、電力会社及びN T T西日本等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
道路標識、交通信号機等	公安委員会 管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管 理 者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
看板、広告物	設 置 者 管 理 者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許

物件名	対策実施者	措置等
		可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

5 情報システムの安全対策

町の情報や通信に係る各種情報システムについて、地震等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を比較的被災しにくい場所に保管する措置の導入に努める。

6 被災建築物等に対する安全対策

(1) 被災建築物応急危険度判定

県は、被災建築物応急危険度判定士を育成するため、講習会を開催するとともに、「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定・登録を行っている。

町は、町職員、建築関係団体等の講習会の受講、地震被災建築物応急危険度判定士の登録を推進するとともに、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、平常時から県及び(公社)愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。

(2) 被災宅地危険度判定

県は、被災宅地危険度判定士を育成するため、講習会を開催するとともに、「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の認定・登録を行っている。

町は、町職員、建築関係団体等の講習会の受講、被災宅地危険度判定士の登録を推進するとともに、地震発生時に被災宅地応急危険度判定を円滑に実施するため、平素から県との連絡体制を整備する。

第8節 避難対策

風水害等対策編第2章第10節「避難対策」を準用するものとする。

第9節 緊急物資確保対策

風水害等対策編第2章第11節「緊急物資確保対策」を準用する。

第10節 医療救護対策

風水害等対策編第2章第12節「医療救護対策」を準用する。

第11節 防疫・保健体制の整備

風水害等対策編第2章第13節「防疫・保健体制の整備」に定めるところによるものとするが、し尿及びごみ処理、災害廃棄物処理については、次のような体制を確保するものとする。

1 し尿処理対策

(1) 町の実施事項

- ア 被害想定に基づき、発生するし尿の応急処理計画を定める。
- イ し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を準備する。

(2) 住民が実施すべき事項

- ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- イ 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ、仮設トイレの設置場所を選定する。

2 ごみ処理対策

(1) 町の実施事項

- ア 被害想定に基づき、発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- イ 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し協力を求める。
- ウ ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

(2) 住民が実施すべき事項

- ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- イ 自主防災組織の清掃班を中心として、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

3 災害廃棄物処理対策

町は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

第12節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第14節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第13節 広域応援体制の整備に関する計画

風水害等対策編第2章第15節「広域応援体制の整備」を準用する。

第14節 情報通信システムの整備

1 基本方針

町は、大規模災害時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

2 伊方町の通信施設の現状

本町において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 県防災情報システム
- (2) 町防災行政無線
- (3) 一般加入電話
- (4) CATV

3 今後整備を図る通信手段

町は、災害時に多様な通信手段を確保するため、移動無線の充実整備を行うとともに、今後次のような通信施設の整備を検討するものとする。その際、要配慮者にも配慮した通信手段の整備を行うこととする。

なお、運用に支障をきたさないように、非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

- (1) 防災訓練を通じたアマチュア無線の利用
- (2) パソコン通信、インターネットによる被害情報の発信
- (3) 衛星携帯電話の利用
- (4) 町防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式への検討

4 関係機関との連携強化

(1) 震度データを収集するための県との連携

県は、地震観測体制を強化するため、県下全市町に計測震度計を設置し、県庁において震度データを収集する震度情報ネットワークシステムの整備を行ったことから、町は、同システムを利用して震度情報の収集や応急対策への活用を図るものとする。

(2) 愛媛県非常通信協議会との連携

町は、大規模災害時において通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

(3) アマチュア無線の活用体制の整備

町は、アマチュア無線の活用体制の整備に努める。

(4) 孤立地区対策

町防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

(5) 移動通信系の整備

災害時に有効な衛星携帯電話等、移動通信系の整備を図る。

(6) 災害時優先電話等の活用

N T Tの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。

資料編・伊方町防災行政用無線局の現状
・移動通信用施設の現況

5 防災情報システムの拡充整備

大規模地震の発生に備え、防災対策上、特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、災害時優先電話など、多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築する。

(1) 町の対応

地理情報システム（G I S）等を活用し、防災関係機関との防災情報の共有を推進する。また、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じて住民に提供できるよう努める。

(2) 住民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

6 消防防災ヘリコプター離着陸場の整備拡充

町は、孤立の恐れがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時においては、緊急輸送施設としても活用できるよう、あらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努める。

7 防災メール等の整備

町は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「防災メール」等の運用に努める。

第15節 ライフラインの耐震対策

風水害等対策編第2章第16節「ライフライン災害予防対策」を準用するが、大規模地震発生時には、水道、電気等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努めるものとする。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

1 水道施設

町は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な整備を図ることを基本として次の対策を講じるよう努めるものとする。

- (1) 大震災時においても最低限の必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについても、地震時にも十分に機能を発揮するものとして整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 耐震性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽度、地形・地質の状況を勘案し、優先度を見極め計画的に耐震化を推進する。

2 下水道施設

下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えるため、町は、特に重要な管渠、終末処理場、ポンプ場について、耐震性を考慮して整備を促進するものとする。

(1) 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となった場合であっても、その早急な復旧が可能な下水道施設の整備を図るとともに、系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

(2) 耐震点検の実施

幹線管渠、ポンプ場及び終末処理施設は、町において定期的に点検を実施し、震災対策の必要箇所の把握に努めるものとする。

(3) 施設の補強・整備

ア 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を保持させるため、可とう性管、可とう性継ぎ手、埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施するものとする。

イ 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用し、老朽化した箇所から整備するものとする。

3 電力施設

四国電力株式会社は、地震災害予防のため、耐震性の電力施設を構築し、日常の保安点検等により施設の機維持を図るとともに、電力設備等について、十分な耐震性の確保に努め、系統の多重化、拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講ずる。

また、防災計画を制定して、電力施設の防護及び迅速的確な復旧体制を確立するものとする。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

イ 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずる恐れのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、設備の重要度に応じ、地すべり等を生ずる地帯への設備の設置は極力避けるものとする。

また、県等との連携を図りながら、電線共同溝の整備等を図るものとする。

ウ 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用発電機、移動用変圧器、移動用遮断機、移動用無線等を確保する。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図るものとする。

イ 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

ウ 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

エ 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

4 原子力発電施設

原子力発電所が立地する本町の特殊事情を踏まえ、関係機関の緊密な連携により、大規模地震に備えた安全・防災対策を推進する。

(1) 耐震性の確保

耐震設計にあたっては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づいて設計し、想定されるあらゆる地震に対しても、原子炉を安全に停止し、冷却し、放射性物質を閉じ込める機能が十分に保たれるよう、万全の安全対策が講じられている。

(2) 国の安全確認

伊方発電所に常駐している原子力規制委員会原子力規制庁原子力保安検査官が、保安規定どおりの安全運転が行われているか常時確認している。

(3) 県の安全確認

県は、伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全を図るため、「伊方原子力発電所周辺の安全及び環境保全に関する協定書」に基づき、必要があると認められる場合には立入り検査を実施し、安全確保の状況を確認する。

5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉等を設置するものとする。

(2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を行うものとする。

イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置するものとする。

ウ バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

(3) 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施するものとする。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、避難場所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備するものとする。

イ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、非常用移動電話局装置を主要地域に配備するものとする。

ウ 震災時の長時間停電に対して、通信電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備するものとする。

エ 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備するものとする。

(5) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル、鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施するものとする。

(6) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施するものとする。

(7) 通信ケーブルの地中化の推進

県等との連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

(8) 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、県庁所在地の西日本電信電話株式会社（愛媛支店）で一元的に行

い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図るものとする。

また、重要な各種データ等については、分散して保管するものとする。

第16節 公共土木施設等の耐震対策等

風水害等対策編第2章第17節「公共土木施設等の予防対策」を準用するが、道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っていることから、余震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、適切な維持管理に努める。

1 基本方針

公共土木施設等の災害対策を推進するためには、県、町で行う事業に加え、住宅等については住民自身が行う対策を合わせ実行することが重要であり、県、町、住民は生命の安全の確保を第一としつつそれぞれ次の対策の実施に努めるものとする。

2 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

町は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努め、施設の安全性を確保するため、次の施設の不燃化・耐震化を推進する。

(1) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(2) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(3) 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(4) 学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(5) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

3 一般建築物等の耐震性強化

(1) 建築物

老朽化した公共施設や町営住宅については、事業計画に沿って、耐震化・不燃化構造のものへ順次改築を図っていく。

また、建設年度の古い施設を優先して耐震診断の実施又はその結果に基づいた耐震補強等の実施を図り、耐震性の向上に努める。

一般民間住宅についても、耐震診断及び耐震補強の実施について広報活動に努めるものとする。

(2) ガラスの飛散防止

多数の人が通行する道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を広報するものとする。

(3) ブロック塀の倒壊防止

安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法又は生け垣化等について指導する。

(4) 家具等の転倒防止

タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等の住民への周知を図る。

(5) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、四国電力株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請するものとする。

物 件 名	対策実施者	措 置 等
横 断 歩 道 橋	道 路 管 理 者	耐震点検等を行い、落橋防止を図り安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	公 安 委 員 会 管 理 者	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
街 路 樹 等	管 理 者	枯死した樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電 柱 、 街 路 灯		設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上 屋、看板、広告物等	道 路 管 理 者 警 察 署 長	許可及び許可の更新に際し、構造の安全性の観点からも審査する。
	設 置 者 及 び 管 理 者	施設の点検を行い、補強等安全確保に努める。

4 道路施設等の整備

(1) 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで重要不可欠である。

町においては、2に掲げる活動拠点を結ぶ特に重要な道路は、国道197号であり、関係機関と連携をとり、前記道路及びそれにつながる町道の防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に努めるものとする。

なお、緊急輸送道路は資料編に示す道路が指定されている。

資料編・緊急輸送道路

(2) パトロール等定期点検の実施

- ア 緊急輸送道路における諸施設の耐震点検を定期的を実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努める。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。
- イ 点検等により道路法面の崩壊、路面の損壊、道路付属施設の倒壊等の被害が予想される危険箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施するとともに、関係機関に整備を要請する。本町には、特に高潮発生時に被害を受ける可能性のある箇所が存在するため、対策工事の実施を関係機関との連携のもとに推進する。

(3) 施設の補強・整備

ア 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について補強対策を実施するとともに、道路改良に当たっては、耐震基準に基づく整備を行うものとする。

イ 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される橋梁について、補強対策を実施するものとする。

ウ トンネル

道路管理者は、覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施するものとする。

エ 道路の付属物

道路管理者、関係機関は、道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努めるものとする。

(4) 道路施設の長寿命化対策

町が管理する道路について、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

5 海岸保全施設

(1) 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、全般的に老朽化した施設や堤防、護岸等の嵩上げが必要な箇所が多く、地震や津波による被害が生じる危険性の高い地域において、海岸保全施設の整備に努めるものとする。

(2) 耐震点検の実施

海岸管理者は、耐震点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努めるものとする。また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施するものとする。

(3) 施設の補強・整備

海岸管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、愛媛県海岸保全基本計画とも整合を図りながら補強や整備を実施するものとする。

6 河川管理施設

町及び他の河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の

整備促進に努める。

また、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

7 港湾施設

本町には、伊方港、三机港、三崎港があり、海陸輸送の接点及び経済流通の拠点となっている。

町は、津波が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、港湾施設の整備を図る。

8 漁港施設

本町には、多くの漁港がある。（伊方漁港、伊方越漁港、九丁漁港、田之浦漁港、大成漁港、島津漁港、足成漁港、西小島漁港、田部漁港、四ッ浜漁港、塩成漁港、釜木漁港、平磯漁港、明神漁港、松漁港、三崎漁港、名取漁港、豊の浦漁港、佐田岬漁港）

今後、津波による被害を防ぎ、また、避難・救援を迅速かつ適切に行えるよう、関係団体と協力して施設等の点検を実施し、点検結果に基づき緊急度の高い箇所から対策工事を実施するなど漁港施設の整備を行い、必要によっては、県に防波堤整備を要請して漁港漁村の防災化を推進するものとする。

また、災害発生時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び一般住民の防災意識の高揚等の実施又は指導を行う。

なお、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行うものとする。

9 砂防施設

県又は町は、土砂災害危険箇所の解消を図るため、緊急度の高い箇所から順次、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の整備促進に努める。

また、砂防等施設の管理者は、地震発生後には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

砂防等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策が必要な箇所の把握に努める。また、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

10 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

また、治山等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。耐震点検で対策等が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

11 農地、農林業用施設

施設は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設も存在する。

このため、町その他の施設管理者は、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で整備促進を図るものとする。

12 文化財施設

文化財等の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、必要な次の対策を講じるものとし、町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の耐震補強工事の実施
- (2) 避難方法・避難場所の設定
- (3) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (4) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

13 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさないよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

また、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど、保守管理体制の確立を図る。

第17節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町、八幡浜地区施設事務組合消防本部は、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、八幡浜地区施設事務組合消防本部は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

(1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

(2) 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

(3) 防災車両、資機材の整備

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

2 ガス施設

家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPガス）は、その利便性により、多くの世帯で家庭用燃料として使用されている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、容器（ボンベ）の転倒・転落が発生し、火災につながる危険性があるため、プロパンガス販売所及び一般消費家庭は、県の指導等に基づき、次のとおり確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

(1) ガス放出防止器の設置促進

(2) 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(3) 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

3 火薬類製造施設・貯蔵施設

製造事業者、火薬庫設置事業者は、次により耐震対策を強化する。

(1) 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回以上定期自主検査を実施し、県に報告する。

(2) 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のためにとるべき措置等について保安教育を実施する。

(3) 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

第18節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第24節「孤立地区対策」を準用する。

第19節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意することとしている。ただし、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることにも留意することとしている。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。

第20節 業務継続に関する計画

風水害等対策編第2章第25節「業務継続計画の策定」を準用する。

第21節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第26節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急措置の概要

風水害等対策編第3章第1節「応急措置の概要」を準用する。

第2節 防災組織及び編成

町は、町の区域内に大規模な地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、県、他市町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに区域内の公共的団体及び住民等と緊密な連携を図りつつ、地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制の整備を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」の定めるところによるものとする。

1 地震発生直前の対策

町は、伝達を受けた緊急地震速報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

2 町の活動体制

(1) 動員の原則

職員の動員については、連絡系統及び方法は風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」に定めるとおりとするが、勤務時間外においては原則として、震度に応じ、職員が自主参集するものとし、配備基準の引上げ等を指示する場合のみ伝達系統に従い、連絡を行うものとする。

また、配備要員以外の職員は、近隣の被害状況の収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。（施設勤務者は、勤務場所に参集）

なお、勤務時間外に迅速な対応を図るため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して「防災メール」により、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う。

(2) 地震発生時の配備体制

配備区分		配備基準	配備内容	配備要員
災害警戒本部 (警戒配備)		1 町内で震度4の揺れを観測したとき。 2 町の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 3 その他町長が必要により当該配備を指令するとき。	災害情報の収集を行う体制及び防災資機材の準備等を実施する体制	総務課、産業建設課のあらかじめ指名された職員
災害対策本部	第1配備	1 町内で震度5弱の揺れを観測したとき。 2 町の沿岸に津波注意報が発表され、被害が発生したとき。 3 その他町長が必要により当該配備を指令するとき。	初期の災害に対する計画又は応急対策を実施する体制	あらかじめ指名された概ね3分の1の職員
	第2配備	1 町内で震度5強の揺れを観測したとき。 2 町の沿岸に津波警報が発表されたとき。 3 その他町長が必要により当該配備を指令するとき。	中規模の災害に対する警戒又は応急対策を実施する体制	あらかじめ指名された概ね3分の2の職員
	第3配備	1 町内で震度6弱以上の揺れを観測したとき。 2 震度6弱未満の震度であっても、町内で重大な被害が発生もしくは発生するおそれがあるとき。 3 町の沿岸に大津波警報が発表されたとき。 4 その他必要により町長が当該配備を指令するとき。	大規模災害に対し全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員

(3) 勤務時間外に震度5弱又は5強の地震が発生した場合の初動体制

勤務時間外に震度5弱又は5強以下の地震が発生した場合には、原則として前記(2)に定める配備基準に従って初動体制を確立するものとするが、職員の被災、道路被害等により配備該当職員がそろわない場合には、必要数の要員を確保して初動体制を確立するものとする。

(4) 勤務時間外に震度6弱以上の大規模地震が発生した場合の初動体制

震度6弱以上の地震が発生した場合は、次頁に示す要領により、全職員は対策本部に参集するものとする。

3 他機関に対する応接要請の決定

応急救助実施について県及び他市町等に応援を求める必要が生じた場合は、本部長は、直ちに本部会議を招集し、応援要請について協議し決定する。ただし、事態が急迫して本部会議を招集するいとまのないときは、直接、本部長が決定する。

応援要請の協議を行う手順及び具体的な応援要請の方法は、風水害等対策編第3章第11節「消防活動」及び第25節「応援協力活動」に定めるとおりとする。

表 勤務時間外に震度6弱以上の大規模地震が発生した場合の活動要領

時系列的事項	実施内容
1 ↓ 警戒又は 参集準備	(1) 津波の危険地区に在住する職員は、自身の安全の確保と近隣の要配慮者等の安全確保を図る。(高台への避難等) (2) 津波危険地区以外に在住の職員は、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 ↓ 人命救助	津波情報に留意のうえ、職員は、近隣の被災状況を把握し、必要により人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3 ↓ 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、町対策本部、支部又は勤務場所に参集する。 (2) 津波その他の被害により、町対策本部に参集できない職員は、最寄りの避難所等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 ↓ 被害状況の 収集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 ↓ 被害状況の 報告	(1) 職員は、収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長(又は代理者)は、被害状況を災害対策本部長(又は代理者)に集約する。
6 ↓ 緊急対策班 の編成	職員の参集率が低い又は低いと予想される場合は、必要により先着した職員により緊急対策班を編成(注1)し、順次初動に必要な業務(注2)に当たる。
7 ↓ 緊急初動体 制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制(緊急対策班体制)を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

注1 緊急対策班の編成は、職員の参集率が低く各対策部で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模から確保ができないと予想されるときは、各対策部の事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から編成する。

注2 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

業務区分	主な業務
(1) 被害状況収集、広報関係	ア 町防災行政無線、CATV、広報車、インターネット(ホームページ)による住民への呼びかけ イ 県、八幡浜地区施設事務組合消防本部、警察等関係機関との連絡 ウ 消防団、自主防災組織との連絡 エ 被害調査班の編成 オ 問い合わせ電話への対応
(2) 災害対策本部の設置	ア 本部室の設置と関係機関への周知 イ 必要備品(電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等)の準備 ウ 本部員会議に関する準備、連絡 エ 広域応援要請の検討、決定
(3) 避難所及び救護所の設置	ア 住民の避難状況の確認 イ 避難所の開設 ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請
(4) 食料、物資の放出及び調達	ア 備蓄物資の放出 イ 関係団体、業者への調達手配 ウ 他市町、県への応援要請
(5) 水道、トイレ対策	ア 水道の被害状況調査 イ 水道の応急復旧 ウ 被災者への給水 エ 仮設トイレの確保、設置

第3節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」に定めるとおりとするが、大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、町、県及び各防災関係機関等は、代替施設の確保などの効果的な応急対策を実施する。

災害時の無線局運用にあたっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど、通信に支障をきたすことのないよう努める。

1 町防災行政無線

町に設置する防災行政無線（同報系）の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努めるとともに、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど、保守管理体制の確立を図る。

2 県防災通信システム

- (1) 県防災通信システム（衛星系・地上系）施設に障害が発生した場合、予備機切り替え等により回線を確認し、保守要員による速やかな復旧措置を講じる。
- (2) 県防災通信システム（衛星系・地上系）施設の障害に対し、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努めるとともに、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

第4節 災害情報の報告

地震発生時において災害応急対策を適切かつ迅速に実施するため、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第4節「災害情報の報告」に定めるところによるものとする。

1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

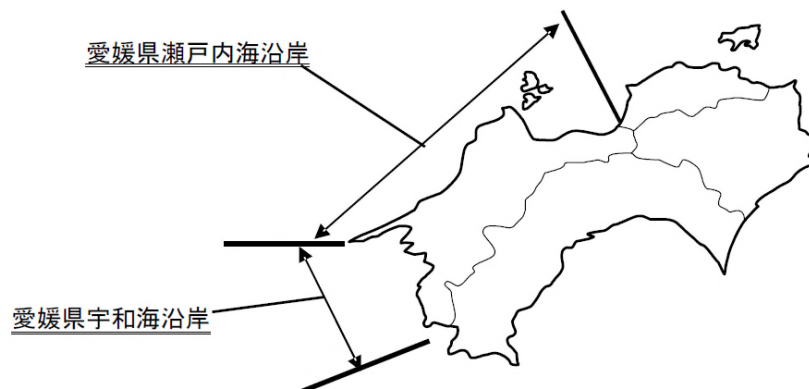
特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

2 国（気象庁）の地震情報等

(1) 地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

- ア 下の図に示す県内の津波予報区（伊方町は愛媛県瀬戸内海沿岸及び愛媛県宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合
- イ 県内で震度1以上を観測した場合
- ウ 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合
- エ その他必要と認める場合



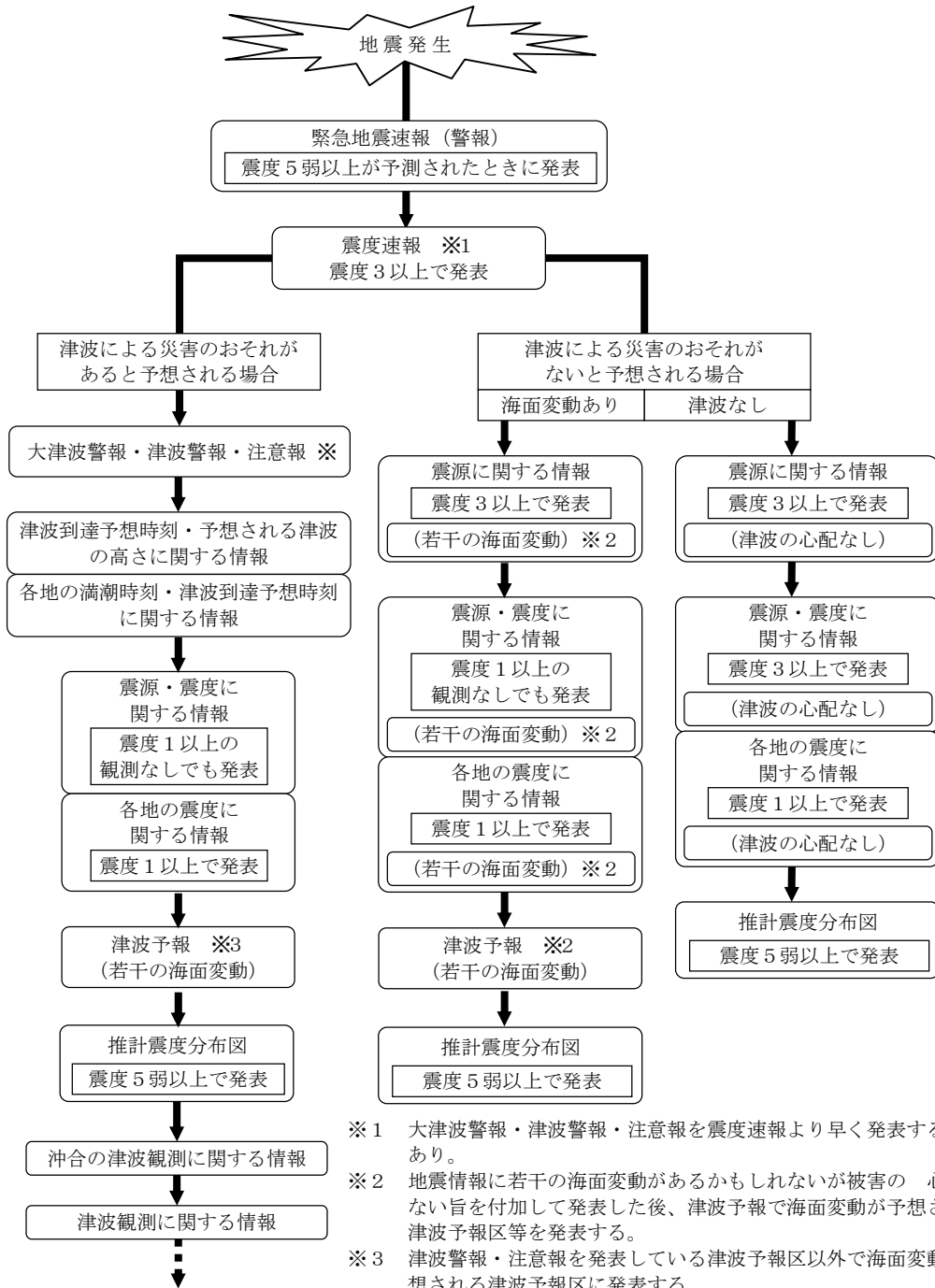
(2) 情報の種類

地震が発生した場合に、気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、資料編に示すとおりである。

資料編・松山地方気象台が発表する地震に関する情報

(3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりである。



(4) 情報の伝達系統

町は、計測震度計による震度を確認し、また、気象庁（大阪管区气象台）の発表する正確な地震情報を県防災通信システム（地上系・衛星系）、ラジオ等により一刻も早く入手し、住民等に伝達するとともに、地震発生後の初動体制をとることとする。

大津波警報、津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統」である。

資料編・特別警報・警報・注意報の伝達系統

3 地震情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては総務課）において受理する。

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Ｌアラート、ソーシャルメディア、消防無線、広報車、地域による連絡網など多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を依頼し、住民への周知徹底を図る。

4 情報収集体制の強化

地震発生における情報収集や応急対策等を効果的に実施するため、今後整備すべき重点項目として位置づけられる次の項目について、県及び防災関係機関と連携し、その積極的活用を図るものとする。

(1) 衛星系防災行政無線施設の利用

通信衛星を利用した衛星系防災行政無線による通信多ルート化を行う。

(2) 県消防防災ヘリコプターによる情報収集

県消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）等による被災地映像や各種消防防災情報を収集する。

(3) 震度情報ネットワークの活用

震度情報ネットワークシステムの運用により、地震発生後、近隣市町等の震度が県からＦＡＸ送信されるため、地震規模や震源地等の情報を収集し、応急対策等に活用するものとする。

また、県と町における被害情報等の共有化を図るための、地理情報システム（ＧＩＳ）の活用にも努める。

(4) 地震津波職員参集装置の整備

町は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行うとともに、地上系防災行政無線を自動起動し、町へ地震津波情報を迅速に伝達する「地震津波職員参集装置」の運用に努める。

5 被害状況等に関する情報の収集又は伝達

次のとおり、情報の収集又は伝達を行う。具体的な内容は、風水害等対策編第3章第4節「災

害情報の報告」1及び2に定めるとおりである。なお、当該災害が非常災害であると認められるときには、119番の通報状況など当該非常災害の規模を把握するため、必要な情報を関係機関等から積極的に収集するものとする。

- (1) 被害状況を収集、把握するため、各関係機関から情報を入手する。
- (2) 南予地方局八幡浜支局（通信が不能又は緊急の場合は、県防災危機管理課）から情報を入手する。
- (3) 県との連絡が不能のときは、直接、町から消防庁に対し被害報告を行う。なお、県防災危機管理課と連絡がとれるようになった場合は、県防災危機管理課に報告するものとする。
- (4) 消防庁の定める「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときには、町は、第一報を県防災危機管理課に対してだけでなく、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合には、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 119番通報の状況等を積極的に収集し、殺到している場合は県防災危機管理課等に報告する。
- (6) 参集職員が途上において被害状況を収集する。
- (7) 被害不明地区等には、町民課を中心とした職員、消防団による被害調査班を派遣する。
- (8) 住民、自主防災組織等から情報を収集する。
- (9) 被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。また、情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と充分連絡をとる。

災害発生直後	その後の段階
(1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況	(1) 被害状況
(2) 家屋等建物の被害状況	(2) 避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
(3) 土砂災害等の発生状況及び危険性	(3) 避難所の設置状況
(4) 洪水又は高潮の発生状況及び危険性	(4) 避難生活の状況
(5) 避難の必要の有無及び避難の状況	(5) 食料、飲料水、生活必需物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
(6) 住民の動向	(6) 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
(7) 道路、橋梁及び交通機関の被害状況	(7) 医療機関の開設状況
(8) 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況	(8) 救護所の設置並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
(9) その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	(9) 傷病者の収容状況
	(10) 道路、橋梁及び交通機関の復旧状況
	(11) 物資の価格、役務の対価動向
	(12) 金銭債務処理状況及び金融動向
	(13) 観光客等の状況
	(14) 県の実施する応急対策の実施状況

(消防庁への報告先)

回線別	区分	平日 (9:30~18:15)	左記以外
		※応急対策室	
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	63-90-49013	63-90-49102
	F A X	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	64-048-500-90-49013	64-048-500-90-49102
	F A X	64-048-500-90-49033	64-048-500-90-49036

(県への報告先)

防災危機管理課			
県防災通信システム	電話 : 6-5000-2318	FAX : 6-5000-2326	
	7-200-2318	7-200-141	
N T T回線	電話 : 089-912-2318	FAX : 089-941-2160	
	089-912-2335		

6 被害調査の報告及び追加措置

収集された被害状況等の情報は、調査項目ごとに総務部がとりまとめ、県に報告を行う。

報告の要領については、風水害等対策編第3章第4節「災害情報の報告」4に定めるとおりとする。

7 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線所有者・利用者、パソコン通信・インターネット利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第5節 災害広報活動

風水害等対策編第3章第5節「災害広報活動」に定めるとおりとするが、特に地震発生時に留意すべき事項として、次のように定める。

1 広報事項

震災時の主な広報事項は、次のとおりとする。

- (1) 町災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難準備情報、避難勧告、避難指示（屋内での待避等の安全確保措置の指示等）
- (6) 避難場所及び避難所
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) 防疫に関する事項
- (10) 医療救護所の開設状況
- (11) 被災者等の安否情報
- (12) 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- (13) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (14) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (15) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (16) 災害復旧の見込み
- (17) 被災者生活支援に関する情報

第6節 災害救助法適用に関する計画

風水害等対策編第3章第6節「災害救助法適用に関する計画」を準用する。

第7節 避難活動

風水害等対策編第3章第7節「避難活動」に定めるとおりとするが、特に地震発生時に留意すべき事項として、次のように定める。

1 避難勧告等の実施責任者及び発令基準

(1) 町長

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。

さらに、町の区域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難を行い、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの場合、町長は、直ちに南予地方局八幡浜支局を通じて知事に報告する。

(2) 警察官又は海上保安官

町長が避難の指示（屋内での待避等の安全確保措置の指示等）を行うことができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、住民に対して避難の指示（屋内での待避等の安全確保措置の指示等）を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの避難の指示をした旨を町長に通知する。

(3) 知事又はその命を受けた職員

知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難の勧告若しくは指示（屋内での待避等の安全確保措置の指示等）をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(4) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。

2 避難勧告等の伝達方法

避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示（屋内での待避等の安全確保措置の指示等）を行った場合、町は直に対象地域の住民に対して、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、緊急速報メール、Lアラート、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

なお、避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

また、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得なが

ら、あらかじめ策定した避難行動要支援者プランに基づき避難誘導を行う。外国人、旅行者等に対しては、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

3 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

- ア 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を町長に通知する。
- ウ 知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 町長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

4 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また、災害の種類、規模により様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い避難場所を2箇所以上確認しておき、避難場所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 津波が発生したときに、直ちに避難できる高台を確認しておく。この際、避難に介助の必要な者がいる場合は、協力について日常より要請をしておく。
- (3) 避難場所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (4) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難場所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (5) 避難行動要支援者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておく。

5 避難状況の報告

町災害対策本部は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、南予地方局八幡浜支局を通じて県災害対策本部に連絡し、また、八幡浜警察署、自衛隊等関係機関にも連絡を

行う。

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

6 避難所の設置及び避難生活

(1) 避難所の開設

町は、避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討する。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者が居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

町は、「町地域防災計画」に定めた場所に指定避難所を設置するものとする。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を待って避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

- (ア) 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。
- (イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - a 学校、体育館、公民館等の公共建築物
 - b あらかじめ協定した民間の建築物
 - c 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- (ウ) 要配慮者については、その状況に応じて収容するための社会福祉施設等を確保する。
- (エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。
- (オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶の斡旋を要請する。

(3) 設置期間

町長は、地震情報、津波等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 避難所の運営

ア 町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難生活の運営に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

- エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- オ 町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要援護者の社会福祉施設等への移送に努める。
- カ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ク 町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。
- ケ 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- コ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- サ 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等による、避難所の早期解消に努める。
- シ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- ス 避難所の運営に当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

7 帰宅困難者への対応

町、県及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 町及び県は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 町及び県は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第8節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第8節「緊急輸送活動」を準用する。

第9節 交通応急対策

風水害等対策編第3章第9節「交通応急対策」に定めるとおりとするが、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置について次のとおり定め、陸上交通の確保に努めるものとする。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行うものとする。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

2 海上交通確保の措置

(1) 海上交通の整理

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

(2) 港湾施設等の応急措置

町、港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講ずる。

(3) 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱の規制、火災・海難等への適切な

措置を講ずる。

- (4) 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置する等船舶交通の安全を確保する。
- (5) 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流出したときは速やかに復旧に努める他必要な応急措置を講ずる。
- (6) 海上自衛隊等に対する支援要請

知事は、町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安部に対し応援を要請する。

第10節 消防活動

風水害等対策編第3章第11節「消防活動」に定めるとおりとするが、大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、町対策本部はもとより、住民（自主防災組織）、事業所等も出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む必要がある。

このため、地震時に想定される特殊な事態を想定し、八幡浜地区施設事務組合消防本部又は消防団が留意すべき活動事項について次のとおり定める。

1 八幡浜地区施設事務組合消防本部における救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (1) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し、医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (2) 震災時には、外傷のほか骨折、出血及び火傷等傷害の種類も多く、また、軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど、効率的な出動・搬送を行う。
- (3) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが救命率向上のキーポイントとなるため、八幡浜保健所、愛媛県医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら、救急救助活動を行う。
- (4) 震災時は、道路交通確保が困難なため、消防団詰所、駐在所、民間の工場等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、原則として八幡浜地区施設事務組合消防長又は消防署長の指揮下に入り、消防隊と協力して消防活動を行うものとする。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと、消火活動等を行う。

また、地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し、出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たる。

第11節 水防活動

風水害等対策編第3章第12節「水防活動」を準用するものとするが、大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、県、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて水防活動に取り組む。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し、避難のため立ち退きを指示することができる。

なお、水防管理者（町長）が立ち退きを指示する場合においては、その旨を八幡浜警察署長に通知する。

- (2) 水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）又は消防長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (3) 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

2 水防活動の応援要請

- (1) 住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、もしくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

- (2) 警察官の応援

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認められるときは、八幡浜警察署長に対して警察官の出動を求める。

- (3) 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者（町長）は、水防法第23条の規定により、緊急の場合、必要に応じ他の水防管理者、町長、消防団長に対して応援を求めることができる。

イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して相互協定し、水防計画に定める。

- (4) 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、また水防管理者（町長）は知事を通じ、陸上自衛隊第14特科隊長に災害派遣を要請する。

第12節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第13節「人命救助活動」を準用するものとするが、震災時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防団は、住民の協力を確保するとともに、医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

また、町は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

第13節 遺体の搜索・処理・埋葬に関する計画

風水害等対策編第3章第14節「遺体の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第14節 食料及び生活必需品等物資の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料の確保・供給」及び第3章第16節「生活必需品等物資の確保・供給」に定めるとおりとするが、大規模地震災害時には、交通網の途絶や町内の全地域において被害が同時に発生することが考えられるなど、その特徴を考慮して、物資調達マニュアルの整備や特に避難者が多数発生した場合の避難所における供給の留意事項について定める。

1 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段 階	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生 命 の 維 持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布等（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心 理 面 ・ 身 体 面 へ の 配 慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自 立 心 へ の 援 助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ・食器類（自炊のためのもの）、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

2 物資調達マニュアルの整備

食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

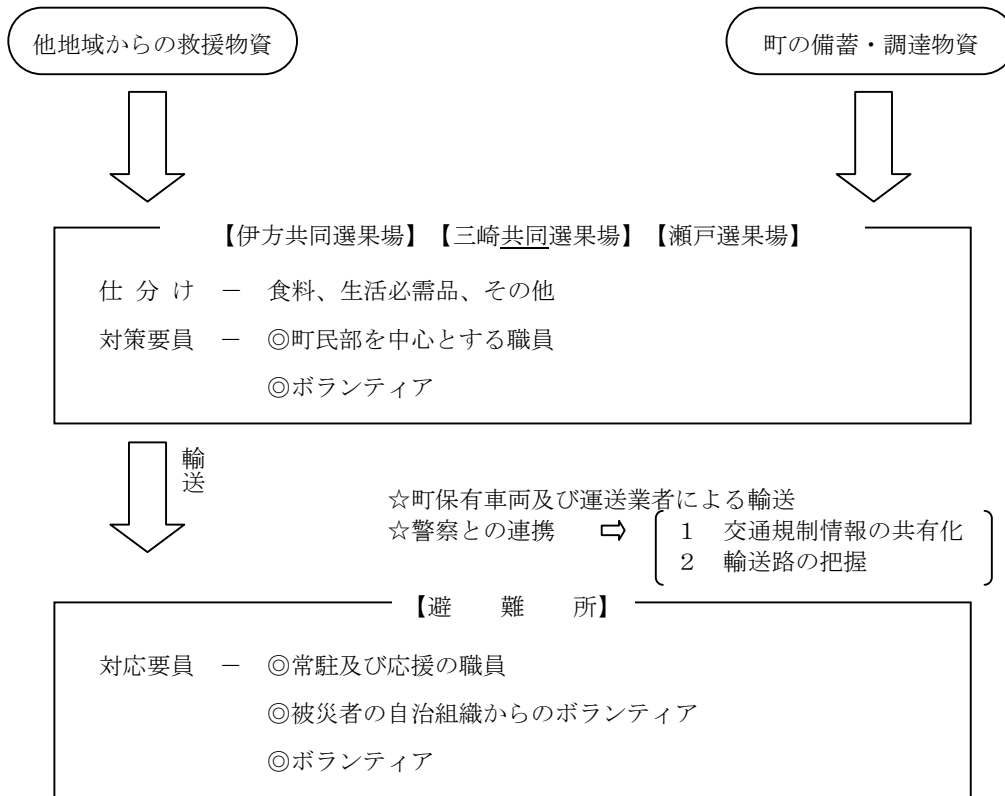
- (1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ県への食料、食材、資材等の調達の要請
- (6) 援助食料集積地を指定（伊方共同選果場・三崎共同選果場・瀬戸選果場）し、責任者等受入れ体制を確立
- (7) 供給ルート、輸送体制の確立
- (8) 避難所ごとの被災者、自主防災組織等受入れ体制の確立
- (9) 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

3 物資の集積場所

町の救援物資集積場所は、「伊方共同選果場・三崎共同選果場・瀬戸選果場」とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

4 震災時における食料等（生活必需品等含む。）供給の流れと実施担当班

対策部	実施内容
総務部	町有車両の確保及び緊急車両の借上げ
保健福祉部	救援物資の受入れ、食料及び生活必需品の配給
産業建設部	食料及び生活必需品の調達
町民部	物資一時集積場所（伊方共同選果場・三崎共同選果場・瀬戸選果場）における仕分け、配送
教育部	食料及び生活必需品の配布、炊き出しの実施



第15節 飲料水の確保・供給

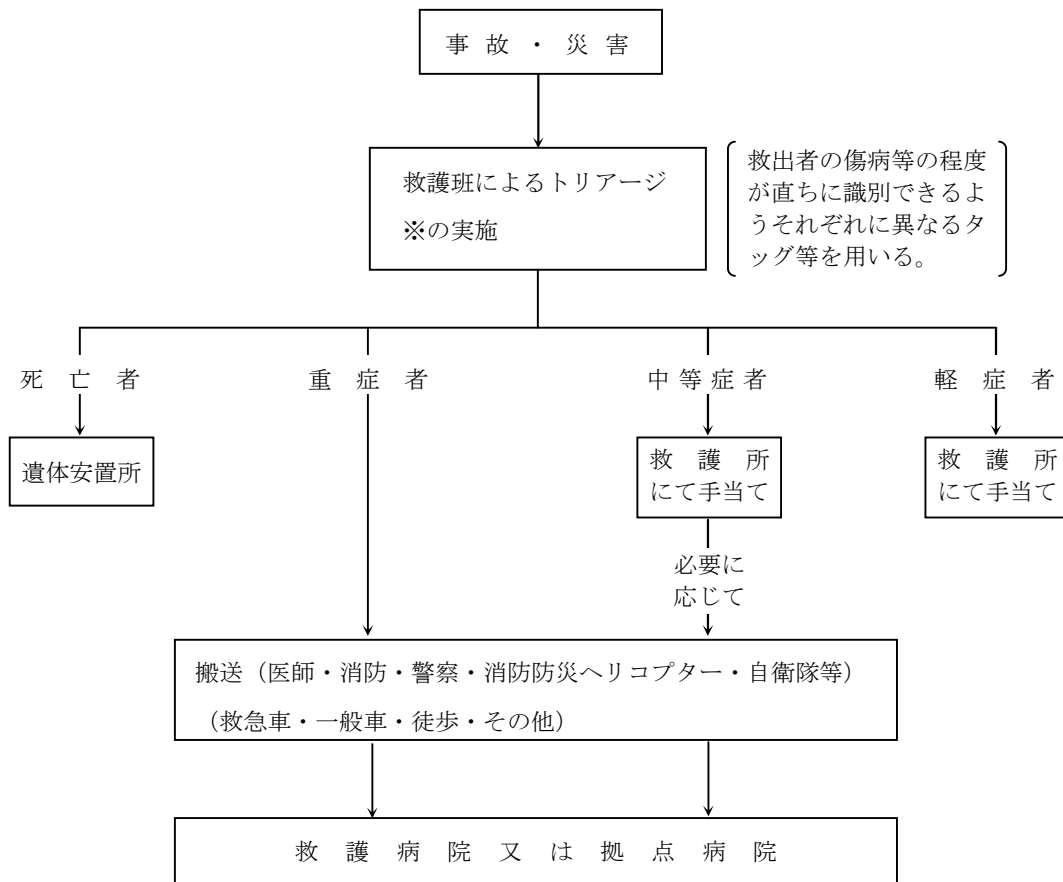
風水害等対策編第3章第17節「飲料水の確保・供給」を準用する。

第16節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第18節「医療救護活動」に定めるところによるが、震災時の被災者の特徴として、予期せぬ地震発生のため、建物の倒壊等により同時に大量の傷病者が発生することが想定されることである。こうした事態が起きた場合には、傷病者の傷病の程度を判定し重症度に応じ振り分けを行うトリアージの実施が重要となる。

このため、町は、町内医療機関や愛媛県医師会との協力の下に、次のような活動体系を整備し、実施するものとする。

災害救護活動体系列



※トリアージ ⇒ 患者の重症度と緊張度によって治療の優先順位を決めること。

第17節 防疫・保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「防疫・保健衛生活動」を準用する。

第18節 廃棄物等の処理

風水害等対策編第3章第20節「廃棄物等の処理」に定めるとおりとするが、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物の処理について、次のように定めるものとする。

1 町の対応

(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置

町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

(2) 情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し、県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理場の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(5) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

(6) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(7) 災害廃棄物の処理の実施

県が示す処理指針に基づき、また、事前に策定した町災害廃棄物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

(8) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

2 企業の対応

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

3 住民の対応

- (1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第19節 動物の管理

風水害等対策編第3章第21節「動物の管理」を準用する。

第20節 障害物の除去

風水害等対策編第3章第22節「障害物の除去」を準用する。

第21節 応急住宅対策

風水害等対策編第3章第23節「応急住宅対策」に定めるとおりとするが、震災対策として、次のとおり定める。

1 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的とする。

(1) 被災建築物の確認

町は、公共建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震災後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、町役場、避難所など、防災上重要な施設から行う。

(2) 応急措置の実施

町は、判定の結果に基づき、震災建築物に対して、使用禁止、立ち入り禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

2 被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定とは、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の危険度を判定し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次的な災害を防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(1) 被災宅地の確認

町は、被災宅地等の危険度を把握し、二次災害の防止と軽減を図る。

(2) 応急措置の実施

判定の結果に基づき、判定ステッカー（危険宅地・要注意宅地・調査済宅地）を表示し、宅地の所有者・居住者だけでなく、周辺の住民に対しても安全であるかどうかを周知する。

3 判定体制の整備

町は、地震発生後に迅速に被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による判定士の資格取得など、体制の整備を推進する。

4 応援要請

(1) 判定士の確保

町内で必要人数の被災建物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、近隣市町に応援を要請するとともに、必要により県に派遣要請を行う。

(2) 資材等の確保

二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、資材等が不足する場合は、県に支援要請を行う。

5 広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して広報車等により震災建築物等に対する倒壊の危険性や事故防止、被災宅地の危険性などの広報活動等を行う。

また、震災建築物や被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第22節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第24節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第23節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第10節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第24節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第25節「応援協力活動」を準用するものとする。

第25節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

第26節 自衛隊への災害派遣の要請

風水害等対策編第3章第27節「自衛隊への災害派遣の要請」を準用する。

第27節 ライフラインの確保

風水害等対策編第3章第28節「ライフラインの確保」を準用するものとするが、伊方発電所については、以下のとおりとする。

1 原子力発電施設による電力供給確保対策

(1) 基本方針

国、県及び四国電力株式会社等の関係機関は、地震発生時における原子力発電所の安全確保対策について万全を期する。

なお、原子力防災対策については、伊方町地域防災計画（原子力災害対策編）により実施する。

(2) 四国電力の安全確認

伊方発電所においては、地震を検知した場合は、直ちに運転員が中央制御室の計器により運転状況を確認するとともに、検知された地震の加速度に応じて設備の巡視点検を行う。

なお、異常が発見された場合は、伊方発電所原子炉施設保安規定に基づき、原子炉を手動停止する等の必要な措置を講じるとともに、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」に基づき、速やかに関係機関へ連絡する。

(3) 国の安全確認

伊方発電所に常駐している原子力規制委員会、原子力規制庁、原子力保安検査官は、運転管理状況を確認するとともに、必要な指導を行う。

(4) 通報連絡計画

伊方発電所から関係機関への通報連絡については、次の通信設備や経路を確保して的確に行う。

ア 県や町などとの間に設置している直通専用回線（NTT専用回線）及び県防災行政無線

イ 経路、種類の異なる通信系統（マイクロ波無線2系統、光通信1系統）を多重設置している
四国電力保安用電話回線

ウ 携帯電話

第28節 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行うものとする。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

さらに、町内土木工事業者等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、交通規制等に必要の人員、資機材等について確保に努めるものとする。

なお、必要に応じ、報道機関や住民に対して緊急物資の輸送拠点、緊急輸送道路及び公共土木施設の状況等の情報を提供するものとする。

1 道路施設

町及びその他道路管理者は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、復旧活動の支援に資することを勘案して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。

道路が被災したときは、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講ずるものとし、道路等が損壊し、迂回路がない場合は、仮設道路の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 河川管理施設

町及び河川管理者は、浸水被害及び雨水の浸水等による堤防等の決壊を防ぐ処置を講ずるとともに、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能となることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるものとする。

3 砂防等施設

町及び砂防施設や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、余震や降雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生する恐れがある場合は、危険箇所への立入禁止措置や、ビニールシートで覆うなど、必要な応急措置に努める。

砂防等施設が損壊したり、二次災害の恐れのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、関係機関に速やかに状況の連絡を行うものとする。

4 治山等施設

町及び林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、施設の巡回（パトロール）を行い、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、余震、降雨等で山地災害等の二次災害が発生する恐れのある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。

治山等施設が損壊し、二次被害の恐れがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努める。さらに、避難等が必要な場合には、関係機関に速やかに連絡を行うものとする。

5 港湾施設

町は、地震後、早急に被害状況を把握し、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講ずるものとする。

また、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努めるものとする。

6 漁港施設

町は、地震後、直ちに漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行う。

また、漁港区域の航路等については沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努めるものとする。

なお、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行うものとする。

7 農地・農林業用施設

町及び施設管理者は、施設の災害が発生したときは、災害が拡大しないように応急措置を実施するとともに、この災害に起因して二次災害を誘発しないように関係機関との連絡を密にとり、適切な措置を講ずる。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

8 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

町は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

また、施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

9 情報システム

町は、地震後、速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

また、情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

10 海岸保全施設

町が海岸管理者となっている堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

第29節 危険物施設等の安全確保

風水害等対策編第3章第29節「危険物施設等の安全確保」を準用するものとするが、大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物施設

(1) 町は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置

イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

ウ 危険物施設の応急点検

エ 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動避難の指示等必要な応急対策の実施

(2) 火災の防衛は、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防団が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等、他の機関の応援を受ける。

2 高圧ガス施設

(1) 事業者の活動

高圧ガス施設が、火災その他の事情により危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講じるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

(2) 県及び関係機関の活動

県は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認める時は、高圧ガス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

第30節 海上災害応急活動

風水害等対策編第3章第30節「海上災害応急活動」を準用する。

第3 1 節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第3 5 節「応急教育活動」の定めるとおりとするが、大規模地震発生の際に、特に対処が必要な事項について定める。

1 地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童生徒の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

(1) 緊急避難等の措置

ア 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童、生徒、教職員を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合は、速やかに児童、生徒及び教職員の人員確認、被災状況確認を行うものとする。

イ 応急救護

児童・生徒及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など、応急救護の万全を期するものとする。

ウ 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童、生徒を帰宅させるかどうか、町教育委員会との協議等により決定するものとする。

エ 下校時の危険防止

児童、生徒を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

オ 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(2) 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童、生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して、施設の安全確保を図る。

(3) 臨時休校等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

(4) 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施

する。

2 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒がとる基本的な行動を例示したものである。

児童・生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じるものとする。

児童生徒の行動	
登下校時	<p>《地震発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の児童・生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、災害危険区域付近在住の児童、生徒は、家族の者とともに直ちに避難所へ避難し、学校へその旨を連絡する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い建物、建設中の建物、保安全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	<p>《教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>《廊下・階段》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>《グラウンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ・留守家庭の児童・生徒は、学校に留まる。（保護者へ連絡）
郊外活動時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。</p> <p>《所属校から離れている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所へ避難する。 ・避難については町又はその他の市町の指示に従う。 ・海岸、川岸等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>《所属校に近い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて、学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例 … 勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	<p>《校内の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・一人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 <p>《校外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第3 2 節 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

1 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、町民のとるべき措置等について呼びかける。

2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

3 県に対する要請

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第3 3 節 消防防災ヘリコプターの要請

風水害等対策編第3章第3 6 節「消防防災ヘリコプターの要請」を準用する。

第4章 地震災害復旧・復興対策

第1節 地震災害復旧対策

風水害等対策編第4章第1節「公共施設災害復旧対策」を準用する。

第2節 復興計画

風水害等対策編第4章「第4節 復興計画」を準用するが、次については、地震時の事項として特に留意する。

1 復興計画の策定

風水害等対策編第4章第4節「1 復興計画の策定」を準用するが、地震災害時において、以下に該当する場合は、留意する。

(6) 特別措置法等に基づく復興

被災市街地については、被災市街地復興特別措置法等に基づき、次により健全な復興を図るものとする。

ア 被災地の復興については、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、県の指導のもとに協同して計画的に行うものとする。

イ 大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会経済活動に障害が生じた災害においては、復興計画の作成に努め、関係する隣接市町等と連携をとり、計画的な復興に努めるものとする。

ウ 事業を進めるにあたり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うものとする。

2 被災者の生活再建等への支援

風水害等対策編第4章第3節「4 被災者の経済的再建支援」を準用するが、以下を追加する。

(8) 災害復興基金の設立

県及び町対策本部は、特に必要がある場合には、総合的できめ細かな被災者支援対策を講ずるための災害復興基金の設立について検討するものとする。

第3節 被災者等に対する支援

風水害等対策編第4章第2節「災害復旧資金」及び第3節「被災者等に対する支援」を準用する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下、「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- イ 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給を要請することができる。

食糧（乾パン、アルファ米、缶詰）、飲料水 毛布、日用品セット、テント、担架、ポータブルトイレ、医薬品

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、検討に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに、締結している応援協定は資料

編に示す通りである。風水害等対策編第2章「第15節 広域応援体制」を準用する。

(2) 町は必要があるときは、前項に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

資料編・愛媛県消防広域相互応援協定書

・南予地区広域消防相互応援協定書

・大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書

3 帰宅困難者への対応

(1) 町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

(2) 町域において、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

(1) 町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を事前に講じる。

(2) 町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画を策定し、各種整備等を行う。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

オ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、津波災害対策編第3章第1節「1 津波警報等の伝達」から「2 町の活動」を準用する。

3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は指示の発令基準は、津波災害対策編第3章第1節「3 避難指示・勧告」を準用する。

4 避難対策等

具体的な避難対策は、本編第3章「第7節 避難活動」を準用するものとするが、次の点にも留意

して避難対策を講じる。

- (1) 町は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内退避に使用する建物を明示する。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅の密集地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- (2) 町は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について、関係住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア 地域の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

- (3) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項については、別途、避難所運営マニュアル等に定めるように努める。

- (4) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成する。

- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ各組織で定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

ア 町はあらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告又は指示が行われたときに備えて、アに掲げる者の避難場所までの介護及び移送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定する。町は、自主防災組織を通じて、介護または移送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ 地震が発生した場合、町は、アに掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

- (7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の体制は、次の事項に配慮する。

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努める。

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保する。

- (8) 避難所における救護上の留意事項

ア 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

- (7) 収容施設への収容
- (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- (ウ) その他必要な措置

イ 町は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- (7) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 県に対し、県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

(9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(10) 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

5 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点して必要な措置を講ずる。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 八幡浜地区施設事務組合消防本部の(1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、八幡浜地区施設事務組合消防本部の警防計画に定めるところによる。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を構図するものとし、水道事業者の災害時等における応援要請に係る協定に基づき、水道施設に被害が生じた場合にあっては、迅速な応急対策に努める。

町では対応が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 電気

四国電力株式会社は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。さらに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

N T T西日本は、情報を確実に伝達するための電源を確保する。また、地震発生後、電波が輻射した場合の対策等の措置を講じる。

(5) 放送

放送事業の管理者は、次の措置を講じる。

ア 避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、警報等が発表される前であっても注意喚起に努めるとともに、警報等の正確かつ、迅速な報道に努める。

イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる。

7 交通

(1) 道路

町、県警及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところにおける交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知する。

(2) 海上

第六管区海上保安本部(松山・宇和島海上保安部)は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所定の規制を行う。

イ 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

ウ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、破壊福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・PCなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(7) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等にあつては、当該学校等が本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置、また、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全な確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(7) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 本推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、(1)のア又はイの掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

八幡浜地区施設事務組合消防本部は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震等による被害から町域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。

施設等の整備はおおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相互の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

- 1 建築物の耐震化、不燃化、耐浪化
- 2 避難場所、避難経路の整備
- 3 土砂災害防止施設
- 4 津波防護施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設等
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 7 通信施設の整備
 - (1) 防災行政無線の整備
 - (2) 衛星携帯電話の整備
 - (3) その他の通信手段の整備

第5節 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (5) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主防災組織による各避難場所等への避難所の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

(6) 訓練の実施にあたっては次の事項に配慮する。

- ア 津波からの避難について、津波訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
- イ 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する教育

災害対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関で行うものとする。

なお、防災教育の内容には次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて、地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識

- (9) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、応急手当、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。